

**解体等工事に係る石綿含有建築材料の事前調査結果報告の紙媒体による
申請について（大気汚染防止法）**

大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る石綿含有建材の事前調査結果の都道府県知事等への報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムによる電子申請となりますが、やむを得ない場合は、紙媒体による申請をすることができます。

紙媒体による申請は、以下による方法でお願いします。

1 報告書の作成方法

様式第3の4（事前調査結果報告書）に必要事項を記入してください。申請は、解体等工事現場ごとに1部ずつ作成してください。

※ 様式第3の4は、申請先窓口または、県ホームページの申請書等ダウンロードサービスから入手できます。

2 報告書の申請方法

作成した報告書を下表に記載されている解体等工事現場の市町を管轄する機関に直接持参してください。

申請者控えが必要な場合は、2部持参してください。

※ 紙媒体での申請の場合、石綿障害予防規則に基づく事前調査結果報告も必要となります。解体等工事現場の市町を管轄する労働局へ申請をしてください。

解体等工事現場の市町	管轄する機関		
	機関名	住所	電話番号
静岡市	静岡市環境局 環境保全課	静岡市葵区追手町 5 -1	054-221-1358
浜松市	浜松市環境部 環境保全課	浜松市中区鴨江三丁 目 1-10	053-453-6170
富士市	富士市環境部 環境保全課	富士市永田町 1-100	0545-55-2774
沼津市	沼津市生活環境部 環境政策課	沼津市御幸町 16-1	055-934-4740
熱海市、三島市、富士宮市、 伊東市、御殿場市、下田市、 裾野市、伊豆市、伊豆の国 市、東伊豆町、河津町、南 伊豆町、松崎町、西伊豆町、 函南町、清水町、長泉町、 小山町	東部健康福祉センター 環境部生活環境課	沼津市高島本町 1-3	055-920-2136
島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本 町	中部健康福祉センター 衛生環境部環境課	藤枝市瀬戸新屋 362-1	054-644-9268
磐田市、掛川市、袋井市、 湖西市、菊川市、御前崎市、 森町	西部健康福祉センター 衛生環境部環境課	磐田市見付 3599-4	0538-37-2250